

府子本第65号  
令和4年1月27日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第474号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和3年12月1日から適用（ただし、別紙「3基準額」欄の5「（2）感染症対策のための改修」については、令和3年4月1日から適用）することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行				
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)				
別紙					別紙				
1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	1 放課後児童健全育成事業 (略)	(略)	国 1/3  〔都道府県 1/3〕  〔市町村 1/3〕	利用者支援事業、延長保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	利用者支援事業、延長保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業	1 放課後児童健全育成事業 (略)	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費(飲食料費を除く。)	国 1/3  〔都道府県 1/3〕  〔市町村 1/3〕
		2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)			2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)				
		3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (略)			3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業 (略)				
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業 (略)			4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業 (略)				

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合												
		<p>5 <u>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業</u> (ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)</p> <p>(1)かかり増し経費・備品等購入費等</p> <p>ア <u>利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</u> 300,000円</p> <p>イ <u>延長保育事業</u></p> <table border="0"> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>250,000円</td> </tr> </table> <p>ウ <u>放課後児童健全育成事業</u></p> <table border="0"> <tr> <td>定員19人以下</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>定員20人以上59人以下</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>定員60人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> </table> <p>※ <u>放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u></p> <p>※ <u>延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員</u></p> <p>※ <u>職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)及び、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費に限る。</u></p> <p>※ <u>感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。</u></p> <p>(2)感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※ <u>放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u></p> <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</u></p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円	定員19人以下	300,000円	定員20人以上59人以下	400,000円	定員60人以上	500,000円		
定員19人以下	150,000円															
定員20人以上59人以下	200,000円															
定員60人以上	250,000円															
定員19人以下	300,000円															
定員20人以上59人以下	400,000円															
定員60人以上	500,000円															
		<p>6 <u>利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</u> 500,000円</p> <p>※ <u>放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</u></p> <p>※ <u>連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</u></p>														

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)	(新設)		
		(新設)		

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1

## (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	遡定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
I. 特定分								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
病児保育事業								
事業費合計								
低所得者減免分加算合計								
特定分 計								
II. 一般分								
利用者支援事業								
基本型及び特定型								
母子保健型								
実費徴収に係る補正給付を行う事業								
日用品・文房具等(教育・保育給付認定保護者)								
副食材料費(施設等利用給付認定保護者)								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
新規参入施設等への巡回支援								
認定子ども園特別支援教育・保育経費								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
短期入所生活援助事業								
夜間保護等事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
一般型、余活活用型及び居宅訪問型								
幼稚園型 I 及び幼稚園型 II								
送迎特例型								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
一般分 計								
III. その他分								
放課後児童健全育成事業								
一時預かり事業								
その他分 計								
合 計								

【記入上の注意】

- ⑤欄には、交付要領の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄を記入すること。
- ⑧欄は、⑥欄の額に①、②を算じて得た額(1,000円未満の端数は切り上げる)を記入すること。

改正後

(略)

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(1) 放課後児童健全育成事業 子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分 計								1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業及び2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

## 現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(2) 利用者支援事業 延長保育事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 計								1/3
特別措置分(1)分 計								1/3
総 合 計								

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び4利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。
- 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1) 計」欄及び「特別措置分(2) 計」欄の額を合計した額を記入すること。
- 「総合計」欄には、別表1(別業)の合計欄と、別表1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

## 改正後

別表1(別業)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(1) 放課後児童健全育成事業 子育て援助活動支援事業								
特別措置(1)分 計								1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分(1)表には、特別措置分のうち、1 放課後児童健全育成事業及び2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
IV 特別措置分(2) 利用者支援事業 延長保育事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業								
特別措置分(2) 計								1/3

(記入上の注意)

- 特別措置分(2)表には、特別措置分のうち、3利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び4利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。

現行

(新規)

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象総費の 支出予定額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円
Ⅳ 特別措置分(3)								
利用者支援事業								
延長保育事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								1/3
特別措置分(3) 計								1/3
特別措置分 小計								
総 合 計								

- (記入上の注意)
- 特別措置分(3)表には、特別措置分のうち、5利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)及び6利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、DTC化推進事業(令和3年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑥欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄と比較し、最も少ない額を記入すること。
  - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
  - ⑧欄には、⑦欄の額に①/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
  - 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別業)の「特別措置分(1)」計「欄」、「特別措置分(2)」計「欄及び「特別措置分(3)」計「欄の額を合計した額を記入すること。
  - 「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別業1(別業)の「特別措置分 小計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="112 244 1093 277">1. 利用者支援事業 ～ 特例措置分 4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="470 297 780 465" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 317 1858 485" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（令和3年度補正予算分）

市町村名

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
(1) かかり増し経費・備品等購入費等	①	②	③
(2) 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「(1)かかり増し経費・備品等購入費等」「(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

(新規)

改正後

別表2  
5. 郵便センターの通信郵便取扱事業(含前項(受託)者分)  
(1) かかり増し経費・商品購入費

通関料

事業名	利用定員	集積場所数	1	2	3	4
利用者定員事業	-	か所	1	2	3	4
			<p>交付定員の出発予定額</p> <p>交付予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p> <p>交付定員の出発予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p>			
	20人以上9人以下	か所	1	2	3	4
			<p>交付定員の出発予定額</p> <p>交付予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p> <p>交付定員の出発予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p>			
	20人以上	か所	1	2	3	4
			<p>交付定員の出発予定額</p> <p>交付予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p> <p>交付定員の出発予定額 (A+B+C+D)</p> <p>かかり増し経費 (A+B)</p> <p>A 人件費 (手当、賞金等)</p> <p>B 物品購入費</p> <p>C 商品等購入費</p> <p>D その他</p>			

現行

(新規)

改正後

子育て支援支出事業 -	60人以上	支援の単位 箇所	支出予定額 (A中心D)				かつ数
			かつ数				
放課後児童健全育成事業	20人以上59人以下	支援の単位	支出予定額 (A中心D)				かつ数
			かつ数				
19人以下	支援の単位	支出予定額 (A中心D)				かつ数	
		かつ数					

現行

(新規)

改正後

児童家庭全戸訪問事業	-	市町村	支出予定額 (A+B+C+D)				か所数
			かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賞金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	
児童支援訪問事業	-	市町村	支出予定額 (A+B+C+D)				か所数
			かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賞金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	
地域子育て支援拠点事業	-	か所	支出予定額 (A+B+C+D)				か所数
			かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賞金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	

現行

(新規)

改正後

合計	-	市場村	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他
			支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他		
支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他	支出予定額 (A+B+C+D) かがり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入支援 C 備品等購入費 D その他

1. 2. 3. 4.

(記入上の注意)  
 1. 2. 3. 4.

現行

(新規)

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)  
(2) 感染症対策のための改修

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所		円	円
延長保育事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市町村			
合計				

(記入上の注意)  
1. ②欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。  
2. ③欄は、実施が所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

(新規)

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
ICT化推進事業（令和3年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		①	
利用者支援事業	か所	② 円	③ 円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

(記入上の注意)  
1. ②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。  
2. ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表1

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ①	寄付金その他 の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 金算額 ⑤	運定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所要額 ⑧	国庫補助金 交付決定額 ⑨	国庫補助金 受入算額 ⑩	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧)	
												円
<b>I 特定分</b>												
延長保育事業												
放課後児童健全育成事業												
病児保育事業												
事業員会社												
低所得者減免加算合計												
特定分計												
<b>II 一般分</b>												
利用者支援事業												
基本型及び特定期型												
母子保健型												
実費徴収に係る補正給付を行う事業												
実費徴収に係る補正給付を行う事業(保育・児童給付認定受取業者)												
日用品・文具買当(保育・児童給付認定受取業者)												
副食材料費(施設等利用給付認定受取業者)												
多様な事業者の参入促進・働きかけ支援												
新規参入施設等への巡回支援												
認定こども園特別支援教育・児童発達支援												
認定こども園特別支援教育・児童発達支援(認定こども園特別支援教育の委託先事業者が認定こども園特別支援教育の提供を行う場合)												
多子世帯保育料負担減支援助												
放課後児童健全育成事業												
子育て早期支援事業												
早期入所生活援助事業												
夜間集積等事業												
乳児家庭全戸訪問事業												
養育支援訪問事業												
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業												
地域子育て支援拠点事業												
一時保育のり事業												
一時型・余裕活用型及び児童訪問型												
幼保連携型 I 及び幼保連携型 II												
病児保育事業												
子育て援助活動支援事業												
一般分計												
<b>III その他分</b>												
放課後児童健全育成事業												
一時保育のり事業												
その他分計												
合計												

Ⅰ(注)記入上の注意

- ①(総額)は、交付経費の別添の第8欄に定める表額額を記入すること。
- ②(収入)は、交付経費の別添の第9欄に定める表額額を記入すること。
- ③(差引)は、①(総額)を②(収入)から差し引いた額を記入すること。
- ④(対象経費の実支出額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑤(国庫補助金算額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑥(運定額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑦(国庫補助基本額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑧(国庫補助所要額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑨(国庫補助金交付決定額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑩(国庫補助金受入算額)は、各事業種別の対象経費の合計額を記入すること。
- ⑪(差引過不足額)は、⑩(国庫補助金受入算額)から⑧(国庫補助所要額)を差し引いた額を記入すること。

改正後

(略)

現行

現行

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の費支出額	国庫補助 基礎額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置(1)分計											1/3
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳幼児健全戸別開業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児休職事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)分計											1/3
総計											

記入上の注意

- 特別措置分(1)業には、特別措置分のうち、1.放課後児童健全育成事業及び2.子育て援助活動支援事業(ワズビ・サポート・センター事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 特別措置分 小計欄には、別業1(別業)の特別措置分(1)分計欄及び特別措置分(2)分計欄の額を合計した額を記入すること。⑩欄には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で選択額(選定額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は〇を記入すること。経費の配分変更については、IV 特別措置分(1)分計欄及び配分変更を行っていないと仮定すること。
- 「総合計」欄には、別業1(別業)の特別措置分 小計1欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

別表1(別業)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の費支出額	国庫補助 基礎額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(1)											
放課後児童健全育成事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置(1)分計											1/3
IV 特別措置分(2)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳幼児健全戸別開業											
養育支援訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児休職事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(2)分計											1/3

記入上の注意

- 特別措置分(1)業には、特別措置分のうち、1.放課後児童健全育成事業及び2.子育て援助活動支援事業(ワズビ・サポート・センター事業)について記入すること。
- ⑤欄には、交付要綱の別紙第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

現行

(新規)

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
IV 特別措置分(3)											
利用者支援事業											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育交流訪問事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
育児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
特別措置分(3) 計							1/3	1/3			
特別措置分 小計											
総 合 計											

- 【記入上の注意】
- 特別措置分(3)表には、特別措置分のうち、5.利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ワーカー・サポーター・セラー事業) 類型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)及び6.利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、IC化推進事業(令和3年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑤欄には、交付要綱の別添の第3欄に定める基準額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も小さい額を記入すること。
  - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
  - ⑧欄は、⑦欄の額に①/3を乗じて割った額(1,000円未満の増減が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
  - 「特別措置分 小計」欄には、別表1(別添)の「特別措置分(1) 小計」欄、「特別措置分(2) 計」及び「特別措置分(3) 計」欄の額を合計した額を記入すること。⑩欄には、各事業期の経費の配分の変更を行った上で当該期(当該期)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は①に記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「IV 特別措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。
  - 「総合計」欄には、別表1(別添)の「総合計」欄の額を合計した額を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="112 244 1093 277">1. 利用者支援事業 ～ 特例措置分 4. 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業</p> <div data-bbox="470 297 780 465" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<div data-bbox="1547 317 1858 485" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)

市町村名

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) かかり増し経費・備品購入等			
(2) 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. ②③欄には、「(1)かかり増し経費・備品購入等」(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

(新規)

改正後

事業名		利用定員	実施の件数等	対称結果の実支出額				国庫補助金単額
				1	2	3	4	
利用者支援事業		-	か所	実支出額 (A+B+C+D) かかり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入経費 C 備品等購入費 「C 備品等購入費」の内訳 (自由記述) D その他 「D その他」の内訳 (自由記述) 実支出額 (A+B+C+D) かかり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入経費 C 備品等購入費 「C 備品等購入費」の内訳 (自由記述) D その他 「D その他」の内訳 (自由記述)	か所数			
延長保育事業		20人以上59人以下	か所	実支出額 (A+B+C+D) かかり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入経費 C 備品等購入費 「C 備品等購入費」の内訳 (自由記述) D その他 「D その他」の内訳 (自由記述)	か所数			
		60人以上	か所	実支出額 (A+B+C+D) かかり増し経費 (A+B) A 人件費 (手当、賞与等) B 物品購入経費 C 備品等購入費 「C 備品等購入費」の内訳 (自由記述) D その他 「D その他」の内訳 (自由記述)	か所数			

別添2  
5 新型コロナウイルス感染症対策実施事業(令和3年度修正予算分)  
(「1」から「増し経費」・「物品購入費」)

追加科目

現行

(新規)

改正後

子育て支援支援事業	-	か所	子育て支援支援事業	実施出願 (A+B+C+D)				か所数
				かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賃金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	
放課後児童健全育成事業	20人以上59人以下	支援の単位	放課後児童健全育成事業	実施出願 (A+B+C+D)				か所数
				かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賃金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	
60人以上	支援の単位	支援の単位	60人以上	実施出願 (A+B+C+D)				か所数
				かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賃金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	
19人以下	支援の単位	支援の単位	19人以下	実施出願 (A+B+C+D)				か所数
				かかり増し経費 (A+B)	A 人件費 (手当、賃金等)	B 物品購入支援	C 備品等購入費	





現行

(新規)

改正後

別表2

5. 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)  
(2) 感染症対策のための改修

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額		国庫補助基準額
		①	② 円	
利用者支援事業	か所		③ 円	
延長保育事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
病児保育事業	か所			
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市町村			
合計				

(記入上の注意)  
1. ②欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。  
2. ③欄は、実額が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

(新規)

改正後

別表2

6. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
		円	円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
合計			

(記入上の注意)

- ②欄は、ICT化推進事業の対象経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。